



詳細は左のQRコードより長崎県HP
「長崎県中小企業向け制度融資の
ご案内」をご覧ください。

【長崎県中小企業向け制度融資一覧表】

(令和6年4月1日以降)

◎資金の申込は、金融機関又は長崎県信用保証協会へ
(詳細は最終面を参照)

制度名		融資対象	資金 使途	貸付条件			
				限度額	利率% (年)	償還期間	保証料率% (対融資額・年)
経営安定 資金	長期	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 ① 税務申告決算において、直近期とその前期以前3期のいずれかの決算期決算と比較し、売上高が減少または経常利益（個人事業者は所得金額）が減少していること ② セーフティネットの認定を受けたこと ③ 最近3か月間の売上等が前年同期比5%以上減少していること ④ 直近期の税務申告決算において繰越欠損（個人事業者はマイナスの元入金）を内包している者 ⑤ 本制度を利用中の者で、返済財源が不足するために再調達資金を必要とする場合に、当初融資金額以下で本制度の借換を行う者	運転 設備	8,000万円	1.95 以内	10年以内 (据置 2年)	0.45～1.30 ※セーフティネット 1～4号、6号 は0.45 5、7、8号は 0.40
	短期	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、短期資金を必要とする者		別枠 2,000万円	1.55	1年以内	
	長期設備	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次の各号のいずれかに該当する設備投資を行う者 ① 工場・倉庫、店舗、事務所等を新築、増築、改築または改装しようとする者 ② 構築物・機械・装置等を新設、増設、更新または改造しようとする者 ③ 資材置場、駐車場用地等、事業に係る土地取得を主目的とする者又は①、②を目的とする土地取得を行う者		別枠 1億円 ※ 運転資金は、 設備投資に伴い 必要となるつな ぎ資金の決済資 金のみ利用可	2.15 以内	15年以内 (据置 2年)	
小規模企業者支援資金		保証協会の保証による借入れが、この資金の借入れを含めて2,000万円を超えない者であって、次のいずれかに該当する者 ① 県内において事業を継続し、県税を完納している小規模企業者（NPO法人を除く。） ② 小規模企業者（NPO法人を除く）のうち、特別小口保険を利用する者は、県内で同一の業種に係る事業を1年以上継続して行い、源泉徴収による所得税以外の所得税（法人である場合は法人税）、事業税又は県民税、市町村民税の所得割のいずれかについてこの資金の借入申込日以前1年間において納期が到来した税額がある者であって、かつ当該税額を完納している者	運転 設備	2,000万円	1.90 以内	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.50～1.60 ※セーフティネット 1～8号は 0.45 ※特別小口 保険は0.45
下請企業・ 協同組合 振興資金	下請企業 手形割引 あつせん	長崎県産業振興財団に登録されている下請中小企業者で、支払条件の悪化により、資金繰りに支障を来たし、手形割引による運転資金を必要とする者	運転	2,000万円 組合 5,000万円	1.55	120日以内 (割引期間)	—
	協同組合 振興	長崎県中小企業団体中央会に加入し、その指導を受け、かつ、一定の要件を備えた中小企業協同組合等	運転 設備	5,000万円 (知事特認は 別途)	1.85 1年以内 1.55	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	必要な場合 0.45～1.30

制度名		融資対象	資金使途	貸付条件			
				限度額	利率% (年)	償還期間	保証料率% (対融資額・年)
緊急資金 繰り支援 資金	連鎖倒産 防止	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 ① 倒産企業（銀行取引停止を含む。）に対し、売掛債権等を有する関連中小企業 ② 知事が特に認めた企業に対し、売掛債権等を有する関連中小企業	運転	3,000万円 (債権額を限度)	1.30	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.05～0.90 ※1セーフティネット 1～4号、6号 は0.05 5、7、8号は 0
	災害復旧 支援	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、台風、水害等の自然災害により、事業所、商品、原材料等に被害を被った者	運転 設備	別枠 3,000万円			※2危機関連 保証は0.05 環境変化対 策におい て、ゼロゼ ロ融資等国 からの保証 料補助があ る既保証を 含む資金を 借り換える 場合の保証 料率は経営 安定資金に 同じ
	環境変化 対策	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、知事が認める特別の事由による経営環境の変化等により、経営の安定に支障が生じている者で、知事が認める特定の地域で事業を行っている者又は中小企業信用保険法第2条6項の規定により、経済産業大臣が発動する突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象を原因として経営の安定に支障を生じていることについて市町長の認定を受けた者 ※新型コロナウイルス感染症と原油価格等高騰に関する区分があります。		別枠 1億円 ※セーフティネット保証は 別枠1億円 ※危機関連保証は 別枠2億8,000万円		10年以内 (据置 2年)	
	伴走支援 (借換)	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次の①から③のいずれかに該当し、かつ、経営行動に係る計画を策定した者 ① セーフティネット保証4号の認定を受けた者 ② セーフティネット保証5号の認定を受けた者 ③ 次のいずれかに該当する者 ア 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること イ 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ウ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること エ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること オ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること カ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること キ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること		別枠 1億円		10年以内 (据置 5年)	0 ※条件変更 に伴う追加 保証料は、 0.25～0.95
創業バックアップ資金	県内に住所を有しており、かつ、県税を完納している者のうち、次の各号のいずれかに該当する者 ① 事業を開始した日、又は会社を設立した日以後5年未満である者 (個人で創業し法人成りした会社においては、当該会社の創業者が上記に該当していること) ② 事業を営んでいない個人のうち、県内において1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画、又は県内において2か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画を有している者 ※その他要件詳細は、長崎県HP「長崎県中小企業向け制度融資のご案内」掲載の 長崎県中小企業対策資金貸付要綱(別表)をご覧ください。 ③ 中小企業者の会社が事業を継続しつつ、中小企業者である分社化する予定の会社、または、分社化した 設立5年以内の会社	運転 設備	3,500万円	1.65	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年) ※スタートアップ 創出保証に準じる 場合は、据置1年	0.40 ※スタート アップ創出 保証に準じ る場合は、 0.60 ※ 一般保証 利用の場合 0.05～1.50	

制度名		融資対象	資金用途	貸付条件			
				限度額	利率% (年)	償還期間	保証料率% (対融資額:年)
事業承継資金		<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、5年以内に事業承継予定又は事業承継後5年以内の者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 個人事業主から事業を承継した個人又は会社</p> <p>② 代表者の交代による経営の承継を行う会社</p> <p>③ 事業承継のために設立された持株会社</p> <p>④ 被承継者の事業の承継を行う個人又は会社</p>	運転設備	1億円	1.65	<p>運転10年以内 (据置1年)</p> <p>設備15年以内 (据置2年)</p>	0~1.12
再生支援資金		<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、以下に掲げるいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者</p> <p>① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>② 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画</p> <p>④ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑥ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>⑦ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>⑧ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</p> <p>⑨ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>⑩ 経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</p> <p>⑪ 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>	運転設備	5,000万円	1.80以内	<p>15年以内 (据置1年)</p> <p>一括返済の場合は1年以内</p>	<p>責任共有 0.40%</p> <p>責任共有対象外 0.60%</p> <p>コロナ感染症対応の場合 0%</p>
地域産業支援資金	過疎・離島半島振興	過疎地域・半島地域・離島地域において事業を継続している者	運転設備	5,000万円	1.80	<p>運転7年以内 (据置1年)</p> <p>設備10年以内 (据置2年)</p>	0.05~0.90
	地域雇用促進応援	地域産業雇用創出チャレンジ支援事業【事業拡充支援】の補助の採択を受けた者			1.55以内		
地方創生推進資金	Nびか認証企業応援	長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度(Nびか)の認証を受け、かつ、働きやすい職場づくりのための具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者	運転設備	5,000万円	1.30	<p>運転7年以内 (据置1年)</p> <p>設備10年以内 (据置2年)</p>	0.20
	SDGs登録企業応援	長崎県SDGs登録制度に登録し、かつ、SDGsの実現に向けた具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者					
	宿泊事業者応援	宿泊業を営む者又は宿泊施設を所有する者で、県内観光産業の活性化に寄与する者として、経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定した者	<p>10年目まで1.00</p> <p>11年目以降の利率は、その時点の経営安定資金(長期)の利率以内とする。</p> <p>※ 設備資金と設備投資に伴う運転資金のみ(運転資金単独の利用は不可)</p>	<p>20年以内</p> <p>又は耐用年数のいずれか短い期間 (据置2年)</p>			